

登所・登園届

(保護者記入)

R7.9月改訂

児童氏名

- ・登所（園）の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所（園）をお断りすることがあります

該当疾患 に○	疾 患 名	登所・登園の基準 以下の基準に基づき、保育施設と保護者で判断する
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく保育施設での活動に通常通り参加できること
	インフルエンザ	発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで（発症日： 月 日、解熱日： 月 日）
	新型コロナ ウイルス	発症（発症日が不明の場合は抗原陽性判明日）した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで *症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。 （発症日： 月 日、症状軽快日： 月 日）
	RS ウイルス感染症	解熱後 24 時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状態が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること
	ヒトメタニューモ ウイルス感染症	解熱後 24 時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状態が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後 24 時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、保育施設での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑 （りんご病）	食欲があり、機嫌がよく、保育施設での活動に通常通り参加できること
	ヘルパンギーナ	解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、通常の活動に参加できること
	手足口病	
	アデノウイルス感染症 （咽頭結膜熱・流行性角結膜炎以外）	解熱後 24 時間以上経過し、保育施設での活動に通常通り参加できること
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快（水様下痢がみられない 24 時間以上嘔吐がない）普段と同様に食事が摂れる★
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性膿痂疹 （とびひ）	患部を覆えば登所登園可（覆えない患部はかさぶたがとれるまで不可）

(医療機関名) (年 月 日受診) において上記疾患と診断されました。保育施設の基準を満たしたので、 年 月 日より登所（園）します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

★感染性胃腸炎：感染が拡がりやすいため、状況を保育施設とよく相談する。24 時間以内の嘔吐がある場合、食欲がない場合、おむつからはみ出すような水様便が複数回ある場合は登所（園）を差し控える。2 週間以上下痢が続いている場合は医師の許可があれば登所（園）できる。乳児で普段から便が緩い場合はこの限りではない。

年 月 日 保護者名

(自署)

(作成：千葉市医師会 千葉市こども未来局幼保指導課)

登所・登園 許可証明書 (医師記入) R7.9月改訂

児童氏名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始
令和 年 月 日から登所・登園可

該当疾患に○	疾患名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘・帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	その他の感染症 ()	

※ 保育所・保育園生活での注意事項
()

医療機関名
医師名

(作成：千葉市医師会
千葉市こども未来局幼保指導課)